

安八町告示第43号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年2月10日付で提出された住民監査請求書[安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)]について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年3月3日

安八町監査委員
安八町監査委員

清 伸二
碓井 昭夫

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和2年2月10日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年11月13日～14日、区長会視察研修随行者旅費(堀正) 11,800円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 支出負担行為決議書件支出命令明細書
3. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
4. 令和元年8月13日付 安総第3911号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年8月13日付 安総第3912号 情報公開請求却下通知書

6. 令和元年8月13日付 安総第3913号 情報公開請求却下通知書
7. 令和元年8月13日付 安総第3914号 情報公開請求却下通知書
8. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
9. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
10. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシ一代) の戻入れについて (戻入れ金額 175,250円)

(

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年2月10日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年11月13日～14日、区長会視察研修随行者旅費（堀正）11,800円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年2月25日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は概ね次のような趣旨の陳述をした。

なお、本件陳述中、財務会計行為以外の一般行政上の行為（非財務会計行為）にかかるものと判断した部分については、ここに記さないこととした。

（1）令和2年2月1日 受付第9042号と同様につき、省略する。

本件陳述の後に新たな証拠として、事実証明書の追加書類1点を提出した。

監査対象課（総務課）の陳述は、担当職員が欠席であったため、取り止めとした。

2 監査の実施

（1）監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年2月25日に監査を実施した。

（2）監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともにに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

（1）平成30年1月13日（火）（以下「1日目」という。）から平成30年1月14日（水）（以下「2日目」という。）までの2日間、区長会視察研修（以下「視察研修」という。）が行われた。

（2）1日目の視察研修は、安八町（以下「町」という。）と地区住民との連絡調整役を担っている区長らが、「防災意識の高揚と自主防災組織の活性化を図るとともに、特に地震防災に関する基礎知識等を学ぶ」ことを目的として、静岡県地震防災センターで行われた。

（3）2日目の視察研修は、町と地区住民との連絡調整役を担っている区長らが、「平成30年10月から始まった町によるブロック塀等の点検事業にて、地域の実情を把握している区長の協力を得るため、ブロック塀の撤去等の必要性を学ぶ」ことを目的として、西伊豆町住民防災センターで行われた。

（4）視察研修には、区長ら21名と安八町長（以下「町長」という。）、山田靖（以下「総務課長」という。）、そして本来であれば建設課長が随行するはずであったが他の公務との調整がつかなかったことから、前建設課長であった岡田立（以下「産業振興課長」という。）が随行した。

（5）視察研修は（1）のとおり1泊2日であったことから、（4）は（2）から（3）にかけて西伊豆町内のホテルに宿泊した。

（6）平成31年2月15日、（2）及び（3）の目的をもって行われた視察研修に随行した町長、総務課長、産業振興課長の（5）に係る宿泊料が、安八町職員の

旅費に関する条例(以下「条例」という。) 第16条の規定に基づき一般会計から支出され、それぞれに支払われた。

(7)(4)は視察研修の機会を利用して、それぞれの立場で(2)及び(3)の目的を達成した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 条例第6条第6項

(普通旅費の種類)

宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する旨が規定されている。

2 条例第16条第1項

(宿泊料)

宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表1の定額による旨が規定されている。

3 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

(1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。

(2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

4 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計

上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることができない。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「町長は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならぬことは言うまでもない。また、本件の支出負担行為決議書兼支出命令書には領収書が添付されておらず誰にいくら支払ったのか不明であり支出に疑義が持たれるものである。公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(4)にいう町長、総務課長、産業振興課長のそれぞれが視察研修に随行することについて検討した。

はじめに町長についてだが、地方公共団体の首長である町長の職務は一般職とは違い、勤務時間に概念がなく、土日祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範である。

視察研修に随行した町長は、視察研修の機会を利用して、地震や台風等、自然災害時における自主防災組織のあり方や、平成30年10月から始まった町によるブロック塀等の点検事業に対する意見や要望等を直接聴取しており、また、安心安全なまちづくりを実現するための当面の課題等につき説明し、視察研修に参加した区長らと意見交換等を行っている。

また、町長は、町と地区住民との連絡調整役を担っている区長らに対し敬意をもって接すべきものであり、区長らと相互理解を図り、懇親の実を深め、今後の協力を期待する機会として視察研修に随行することも社会通念上の相当性が認められる。

次に視察研修に随行した、町の防災行政における実務責任者である総務課長は、視察研修の機会を利用して、自主防災組織の必要性や充実に関する当面の課題等を説明し、視察研修に参加した区長らと意見交換を行っている。

次に視察研修に随行した、平成30年10月から始まった町によるブロック塀等の点検事業を担当する建設課の前の課長であった産業振興課長は、視察研修の機会を利用して、同事業の先進地事例による実施状況やその効果、今後の取り組みや当面の課題等を説明し、視察研修に参加した区長らと意見交換を行っている。

視察研修終了後、産業振興課長は視察研修で得られた意見等を建設課長に報告したことを監査にて確認した。

これらの事情を考慮すると、町長が視察研修に随行したことは、町長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

併せて、当該研修の内容に係る実務責任者である総務課長や産業振興課長が安心安全なまちづくりを推進していくために先進地事例を学び、そして区長らと防災に関して意見交換し、そこで得られた意見を将来の防災行政に反映させるために行われた視察研修に随行したことは、その職における者として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、町長、総務課長、産業振興課長が視察研修の機会を利用して、視察研修の目的を達成するためにそれぞれの立場でその職を務めることは、町長、総務課長、産業振興課長それぞれの職務の範囲であり、公務であった視察研修に付隨して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「安八町支出負担行為の整理区分に関する規則 別表第1「7 旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが、本件の支出負担行為には「請求書」も「旅行命令書」も無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則に規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。」についてだが、行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由3の記載のとおり、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。